

福島県立高等学校入学者選抜における
インフルエンザ等学校感染症および
新型コロナウイルス感染症罹患者への対応について
(福島県教育委員会の発表より、大信中学校長が作成しました。)

福島県立高等学校入学者選抜・前期日程の学力検査(令和3年3月3日)当日に、

インフルエンザ等の場合

(学校保健安全法施行規則第18条で定められた感染症)

【罹患した生徒の状態により】

○当日受験が可能な場合→**別室受験**を認める
(※1教科でも受験した場合、追検査は受けられない)

○当日、欠席の場合→**追検査**を認める
(3月10日(水))

(※「インフルエンザ等学校感染症罹患者追検査受検願」と医師の診断書を3月5日午後4時までに志願先高等学校長に提出(事前に中学校長から連絡を入れること))

(※追検査の定員は募集定員の枠内とする)

参考

学校保健安全法施行規則第18条で定められた感染症には、第一種、第二種、第三種があり、それぞれ対応が定められている。

○第一種：治療するまで出席停止

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ

○第二種：出席停止については下表の通り

インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳の消失、又は5日間の適正な抗生剤による治療完了まで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
麻疹(はしか)	解熱後、3日を経過するまで
風しん(3日はしか)	発疹が消退するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退後2日を経過するまで

○第三種：学校医その他の医師が、感染の恐れがないと認めるまで出席停止

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

新型コロナウイルス感染症の場合

【学力検査を受験できないことになった者】

- ①感染し、前日までに退院基準・解除基準を満たさない者
- ②濃厚接触者で症状がある者
- ③無症状の濃厚接触者で初期スクリーニング検査結果が判明していない者
- ④無症状の濃厚接触者で公共交通機関を利用せずに試験場に到着できない者
- ⑤「健康状態チェックリスト」の結果で受験できない者

○**追検査**を認める
(3月10日(水)、11日(木))
(※追検査の定員は募集定員の枠内とする)

【追検査を受験できないことになった者】

○**新型コロナウイルス感染症対応選抜**の受験を認める(第1日程・3月22日(月))
(※選考は調査書、面接、小論文(または作文)による基礎学力検査等を果す場合もある)
(※定員は募集定員の外枠で、募集定員の3%)
(※出願した学科・コースを受験する。出願先変更はできない)

【第1日程の不合格者】

【第1日程を受験できないことになった者】

【後期選抜(3月22日(月))を受験できないことになった者】

○**新型コロナウイルス感染症対応選抜**(第2日程・3月25日(木))の受験を認める
(※選考は調査書、面接、小論文(または作文)による)
(※定員は、募集定員の枠内で、ここまでの合格者数を除いた数)

備考

福島県立高等学校の入学者選抜には前期選抜・後期選抜のほかに、連携型選抜がありますが、連携型選抜は4つの高等学校とその対象となる中学校に限られた制度であり、大信中学校には該当しないので、複雑化を避けるため一切の表記を割愛しました。